

まごころ

平成16年 1月1日 No.127
 〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6
 ☎ 0586-73-8707
 FAX 0586-73-8870

春

本年もよろしくお願い申し上げます。

皆様のご支援をいただき、また新しい年を迎えることが出来ました。心から感謝申し上げます。
 介護の社会化は進み、昨年四月には、高齢者介護に続いて障害者への支援費制度がスタートしました。当会もこれに参画。合わせて助け合い活動と車の両輪になる小規模・多機能な活動を広げたいと、ふれあい広場を積極的に開放してきました。住民参加の時代に向けて、国の福祉施策も多様に動きはじめ、高齢者の移動にかかわるサービスにもようやく変化の兆しが見えて参りました。今年も、皆様と一緒に活動を重ねて参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。
 昨年は国、内外ともに不安で悲しい出来事が多くありました。今年こそ、誰もが安心して暮らせる社会であることを願いたいと思います。皆様のご多幸を心からお祈り申し上げます。

まごころ主催・講演会報告

当会では、昨年十二月六日、元、朝日新聞社初の女性論説委員で、現在、大阪大学大学院教授、日本の福祉を変えたと言われる「寝たきり老人のいる国、いない国」の著者でもある大熊由紀子さんの講演会を開催しました。

大熊由紀子講演会「寝たきり老人を考へる」 二百余名が真剣に聴き入る

福祉が変われば、介護も変わる。家族の愛情が枯れてしまわない福祉を。どんな状態になっても、病む人の責任ではない。必要な介護が必要だけ受けられれば、安心して、ふつうに、街で住み続けられる。その福祉は、工夫次第で、市町村から発信出来ます。
 どんなに障害を持っていても、ふつうの生活が出来るように環境を整えることが必要であり、それは、決して、障害をノーマルにするのではなく、障害そのままで、街の中で普通に暮らせるということです。それが、ノーマライゼーションです。
(大熊由紀子講演会より)

自分自身がおかれたとき、どう感じ、何をしたいか、それを真剣に考えることです。そうすれば、こたえは、自らが導き出せるはず。 (N・Eバンクミケルセン1989年)

講演会は、あいにくの雨にもかかわらず、二百名を越す大勢の皆様が参加下さいました。
 寝たきりは、寝かせきりにされた人と指摘をされてこられた方らしい、幅広い視野から「福祉とは」を語られました。
 欧米、とりわけスエーデン・デンマークでの福祉への取り組みを日本と比較しながら紹介、また、日本での試みなど様々な角度からお話しされました。

寝かせきりから起こす 介護で人は変わる

寝かせきりだった高齢者が、寝かせきりではなく起こす努力をすれば、どんなに生き生きとした生活になれるのか、知的ハンディを持つ人々や痴呆高齢者が、誇りを持って役割を見つけている仕組み作りや拘束される高齢者の実情など、映像を通して具体的に福祉のあるべき方向性を提示されました。また、介護保険の限度額が超

えても、市町村の上乗せサービスで、保険と同じように介護が受けられる町の紹介もされました。

地方から新しい風を

私達は、これまで、個々に痴呆や介護のことを学んできましたがそれを、安心してふつうに暮らせる社会との関係づけを、総合的に学ぶ機会を得ていませんでした。是非、トータルで学ぶ場を、東京ではなく、名古屋でもなくこの一宮で持ちたい、と今回の講演会開催となりました。今、福祉は地方からの発信の時代になっています。地域の実情にあった、市町村独自の福祉が重要とされています。福祉は変われます。一宮市が新しい風を発信出来る街になられるようにと大熊さんは結ばれました。ご参加下さった皆様から、とても質の高い講演会だったと感想をいただきました。ご清聴下さった皆様ありがとうございました。

No.47 チェック介護保険・支援費

介護保険と支援費 違う介護料

現在、介護保険と支援費（障害者対象）では、家事援助の介護料に差があります。

介護保険での家事援助料は、障害者への家事援助料より高く設定されています。何故、こういう差をつけることになったのか定かではありませんが、このことは、訪問介護事業所では少なからず問題になっています。何故なら、介護保険利用者は、次の条件により、介護保険利用の上で支援費サービスも、利用出来ることになっていくからです。

- ① 毎日常在宅介護を利用している
- ② 身体障害者手帳を取得している
- ③ 介護保険の限度額を超えるサービスが必要としている

この条件が揃えば、介護保険と同じサービス内容が、介護料が違う支援費制度でも同質のケアを受けられるのです。すなわち、介護保険の超過分は本来実費負担ですが、利用者は一部負担で両方の支援が得られるということになります。

しかし、訪問介護事業所は、この同質のケアを連続して行うワーカーに、この時間から介護料が違う支援費だからと、ワーカーが受け取るケア料に差をつけることは出来ません。介護保険事業所にとって、介護料の問題はワーカーの身分保障にもつながることであり、大きな課題です。基本的に、介護保険と支援費の家事援助の介護料に差が生じていることは、それぞれの財源の内容に違いがあるからだと思います。しかし、ケアを行う立場から言えば、ケア内容に差がある訳ではないので納得が出来ないところです。



大熊由紀子講演会満員の会場